

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税関連事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、軽自動車税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

清水町

公表日

平成27年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	軽自動車税関連事務			
②事務の概要	軽自動車税は、4月1日時点に軽自動車等の定置場を清水町内に有する所有者に対して課税を行うものである。軽自動車等を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告を行う。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当町にて申告を受け付ける。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 (1) 課税対象者情報の準備 (2) 納税者の軽自動車の登録・抹消情報の受領 (3) 軽自動車税の賦課決定・更正等 (4) 納税者への税額通知の発送 (5) 賦課情報に基づく各種証明書の発行 (6) 他自治体等から清水町への調査回答・清水町から他自治体等への税務調査実施 (7) 軽自動車税の収納管理、還付処理 (8) 未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等 (9) 収納情報に基づく納税証明書等の発行			
③システムの名称	軽自動車税システム、収納・滞納システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
軽自動車税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一(16の項)			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(27の項)			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	税務課			
②所属長	税務課長 菅野 隆			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	税務課町民税係(北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 0156-62-1152)			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	税務課町民税係(北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 0156-62-1152)			

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]